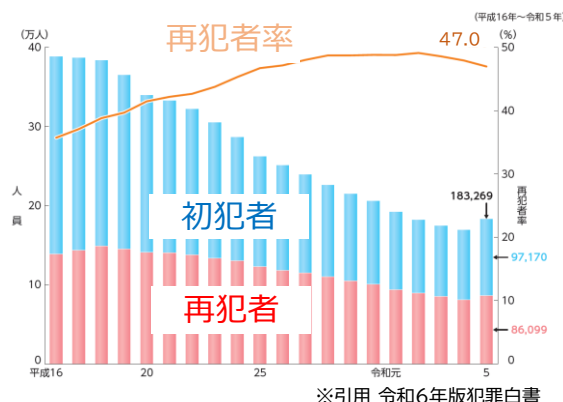


○ 近年では、刑法犯検挙人員のうち再犯者が約5割を占めています。

再犯の防止等の推進に関する法律の公布・施行
(平成28年12月)

- ◎ 国だけでなく**地方公共団体にも再犯防止に取り組む責務**があることを規定
- ◎ 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施する必要を指摘

(出典:犯罪白書)

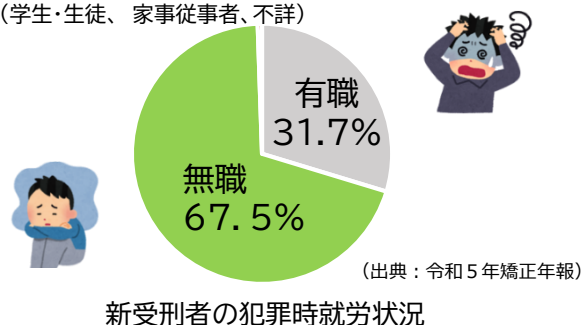


○ 犯罪や非行に陥る背景には様々な「生きづらさ」を抱え、立ち直ることが難しくなっている人がいます。

< 新受刑者の統計上の特徴(一例) >

- ① 約7割が犯罪時**無職**
- ② 約2割が犯罪時**住所不定**
- ③ 1割以上が65歳以上の**高齢者**
- ④ 約2割が**精神障がい**あり
- ⑤ 約5割の教育程度は**高卒未満**

その他 0.8%
(学生・生徒、家事従事者、不詳)



必要なのは 「生活の安定」ではないのか？



出所後、適切な支援を受けることができると、再犯リスクは低くなります。

令和5年3月に政府が閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」に基づき、国、地方公共団体、民間協力者等がより緊密に連携・協力して再犯防止施策を総合的に推進し、犯罪被害の防止と安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しています。



- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等



～ 立ち直りをみんなで支える明るい社会へ ～

【お問合せ先】

法務省 近畿矯正管区 更生支援企画課 Tel: 06-6941-5781

E-mail: 1.oosakakyouseik.kfb@i.moj.go.jp

